

Title	鎮魂傳(伴信友著, 大岡山書店刊行)
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.4 (1931. 12) ,p.144(698)- 144(698)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 鎮魂傳

(伴信友著  
大岡山書店刊行)

いづれの民族の場合においてもさうであるやうに、古代日本人の文化の研究においても、宗教が重要な位置を占めるのであるが、殊に彼等の宗教において魂に關する觀念を知ることが極めて大切である。魂の作用、はたらき、それに對する人間の對應的努力が重要な神事となるのであつて、鎮魂のごさきもその一つであつた。『鎮魂の法は、もろ饒速日命天降の時、天御祖神、十種の瑞寶を賜ひ、人の魂の運き、離遊るゝ事のあるを、云々して、神たちに請祈て、身體の中の府に鎮めて、齡を長からしむる御教の、禁厭法なるを、宇摩志麻治命の受傳へて、神武天皇の奉爲に仕奉りけるを始にて、御世々々仕奉るべく、詔おかせ給へるいさも尊き神事になむありける。』さて本書はこの鎮魂に關する故實の傳であつて、伴信友の七十三歳の時弘化二年の著述であり、前人未到の研究といはれるものである。また別に附録として、鎮魂に關係ある同氏の二著述、美多萬乃布由と宇加都志麻、並びに古事類苑の鎮魂祭の條目が採録されてゐる。前號において紹介したる『高橋氏文考注』の校訂者横山重氏の校訂によつて、この名著が新に刊行されたことは、古代研究者にとつてよるこばしきことであり、こゝに校訂者の勞を多とせねばならない。(松本芳夫)

## 高野山見存藏經目錄

(水原堯榮編  
森江書店發行)

峰巒累積たる高野山王國に、千有餘年間秘藏の萬寶中、秀衡經・

荒河經・宋藏・麗藏の四種が略ぼ完全に遺存されて居る事は、確に野山の誇の一である。今次、野山隨一の學僧水原堯榮僧正の手に依つて、右の四藏經の現存目錄と其れが野山に寄進より佚亡現存の狀に至る史實を併記した一〇〇〇頁の大書が公刊せられた。次に右の四藏經沿革を摘録する。

秀衡經は中尊寺經と同様で從來承安二年奥州文化の恩人藤原秀衡の寄進にかゝると謂はれて、其の名を附せられて居るが、近來の調査に依るとこの來歴は疑はしく、編者は豊臣秀次が平泉の大藏經や金澤文庫足利學校より書籍を收藏した史實や野山の木食上人と秀次との關係より推考して、秀次と木食上人の間に於て高野山に奉納されたものでなからうか、殊に秀衡經藏が木食上人開山本願の興山寺東照宮境域にあつた事實があり、彼の弘法大師風信狀の一通が木食上人を介して秀次が獻納せしめたといふ史實もあることだから、それこれ思ひ合はす秀衡が寄進したと傳ふる承安二年の寄進狀が益々あやしくなつてくること云はれて居る。野山現存のものは三九八三卷で、この外、觀心寺等に散存のものを合すると四二〇二卷となる。

荒河經は美福門院經とも云はれ、鳥羽法皇の寵后美福門院得子が、法皇崩後、平治元年七月御善提のため、且つは御自身の滅罪生善を併せて御發願になつた紺紙金泥一切經書寫の願經で、元々は其の御隱栖地なる紀伊國荒川莊尼ヶ岡大殿臺十二伽藍地にあつたものと思はれ、それは同地現存藏經址の礎石と傳ふるもの、又菊花紋古瓦の遺存等に依つて立證されることである。門院の應保元年崩後、御遺命に依つて大師入定の靈域に移されたものと考へ